

令和7年第1回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和7年1月17日（金）
- 2 場 所 宝塚市役所 3B会議室
- 3 開会時間 午後1時25分
- 4 閉会時間 午後2時 5分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	藤川 明人	教育環境整備課長	三浦 庸平
社会教育部長	番庄 伸雄	教育企画課係長	板垣 慎一郎
管理部次長	池本 和義	学校教育課係長	小椋 文也
管理部次長	上治 秀臣		
学校教育部次長	西口 信幸		
学校教育部次長	前田 政子		
学校教育部次長	山下 昌裕		
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
議案第1号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見
を申し出ることについて
議案第2号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定に
ついて
報告事項 宝塚市教育環境審議会からの答申について
報告事項 令和6年（2024年）度11月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

会議の概要

開会 午後 1 時 30 分

赤井教育長

令和 7 年第 1 回宝塚市教育委員会の定例会を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

岡本課長

おられません。

赤井教育長

本日の署名委員は松浦委員です。よろしくお願いします。

本日の付議案件は、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 2 件です。

それでは、進行について事務局からお願いします。

岡本課長

本日の付議案件は、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 2 件です。案件は、議案第 1 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を出ることについて、議案第 2 号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、報告事項 宝塚市教育環境審議会からの答申について、報告事項 令和 6 年（2024 年）度 11 月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について です。

審議の順としましては、議案第 1 号、報告事項、議案第 2 号、いじめ報告の順でお願いします。答申の報告及び議案第 2 号につきましては、一括での審議をお願いいたします。

「いじめ事案」につきましては、個人に関する内容を含むため、非公開での報告でお願いします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

赤井教育長

それでは議案第 1 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

池本次長

議案第 1 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を出ることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和 7 年 3 月市議会定例会に議案を提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長に意見を申し出るものです。条例改正の内容につきましては、

条例の新旧対照表をご覧ください。物価が高騰する中、学校給食の質を維持し、安全安心な学校給食を安定して提供することを目的に、本年度 12 月議会において、令和 7 年度以降の学校給食費の増額改定を行う条例改正案が可決・成立いたしました。具体的には、1 食当たりの学校給食費は、条例第 3 条第 2 項第 1 号において小学校と特別支援学校が「230 円」であるところ「270 円」に改め、40 円の増額改定を行い、同項第 2 号において中学校が「270 円」であるところ「315 円」に改め、45 円の増額改定を行うこととしました。

本改定について、令和 7 年度も今年度と同様に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用できることが決まりましたので、増額改定を行った給食費相当額に交付金を充てることで保護者負担の軽減を図るための改定を行います。

具体的には、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「270 円」とあるのは「230 円」と、同項第 2 号中「315 円」とあるのは「270 円」とする特例の規定を附則に追加するため、条例の改正を行おうとするものです。

提案理由の説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井教育長

ありがとうございました。担当からの説明は終わりましたので、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

石井委員

来年度、再来年度に交付金がなくなった場合は、この遡及部分は議会を通さずに行けるのですか。

池本次長

はい。来年度の交付金につきましては、もう充当することが決まっております。その次、まだ交付金があるかどうかすら決まってませんので、このまま今回の改正で行きますと、1 年間だけの時限措置という形になりまして、増額した金額が令和 8 年度からは適用されるという形になります。また交付金の状況等を鑑みまして、その辺はご説明したいと思います。

石井委員

はい。

赤井教育長

条例改正の今回の書き方では、令和 8 年度はもう改正の議案を上げなくても良い、ということですか。

池本次長

上げなくてもいいということです。

赤井教育長

分かりました。他に何かございませんか。

春日井委員

確認ですが、これ会計の根拠は、その商品の高騰ということで、改善というよりも現状維持のためのやむを得ざる価格改定、そういう意味合いでよろしかったですか。より改善するためというよりも、現状を維持するためにこれぐらいの値上げが必要だという、そういう趣旨でしたか。

高田部長

給食費の改定は実は 12 月議会で終わっていて、今回の改正点は、1 年間給食費を据え置きますという改正なんですけど、そもそも給食費というのは、12 月議会で改正した時には物価高で、その時点での阪神各市の一番高いところぐらいまで上げたという、そういう状況ですから、おおむね給食の質は維持されるかと思います。

春日井委員

維持されるための、ですね。

高田部長

ということですね。ただ、画期的に良くなるといったところまでの上げ方にはなっていないのは実態としてはあります。今までは 10 年ぐらい見直してこなかったんですけども、やはりこれだけ物価が高いと、1 年 1 年しっかりと物価を見ながら小刻みに給食費を上げていこうということですので、また次年度以降については、秋ぐらいまでには一定の判断をしながら、議案を必要であれば提出していくということになります。

春日井委員

わかりました。ありがとうございます。

赤井教育長

他に何かありませんか。よろしいですか。それではないようですので、議案第 1 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、原案の通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。それでは、次に移ります。

報告事項 宝塚市教育環境審議会からの答申について、議案第 2 号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを、一括して議題といたします。担当課より説明をお願いします。

三浦課長

宝塚市立光明小学校から進学する中学校区の変更について、令和 6 年 12 月 24 日に開催しました宝塚市教育環境審議会から答申を受領しましたので報告します。資料は、教育委員会の会議における報告事項 宝塚市教育環境審議会からの答申についてをご覧ください。

令和 7 年 1 月 15 日付けで本審議会から答申を受領しました。3 枚目をご覧ください。教育委員会から本審議会に対して、P.1 の「はじめに」に記載されているとおり、光明小学校開校時は、進学先の市立中学校が高司中学校 1 校だったが、光ガ丘中学校開校に伴い、高司中学校と宝塚第一中学校の 2 つの中学校に分かれて進学することになった経緯光明小学校の児童数が減ってくる中で多くの児童が宝塚第一中学校に進学する一方、福井町に居住する少数の児童のみが高司中学校へ進学するという課題が生じてきたこと。2 校に分かれて進学することについて、一部の児童や保護者からみんな同じ中学校に進学したいといった要望が寄せられるようになったことや、近年の気象状況から距離的に近い高司中学校へ進学できるよう要望が寄せられていること。こうした状況を受け、市教育委員会では、地域や保護者などの関係者に意見を聴取した上で、地域、保護者、関係団体、学校関係者で構成する「光明小学校区教育環境適正化検討委員会」を立ち上げて、光明小学校区の地域の意見として、「みんなで同じ中学校に進学すること」、「距離的に近い高司中学校へ進学すること」、「宝塚第一中学校への進学を希望して居住地を決めた児童や保護者へも配慮すること」の 3 点に取りまとめたこと。を説明しました。

このほか、宝塚市の取組として、小学校と中学校が目指す子ども像を共有するとともに、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指しているため、小学校区と中学校区の整合を図ることの必要性から、光明小学校から進学する中学校を高司中学校に集約することは重要であるとの考え方を示していることも説明し、各委員さんに審議していただきました。

答申の中身ですが、P.2 の「1 光明小学校から進学する中学校区の経緯」の「(1) 光明小学校から進学する中学校区の変遷と課題」、「(2) 保護者からの要望等」では、先ほど説明したことに触れ、「(3) 本市における通学区域の現状」では、昭和 50 年代に急増する人口にあわせて小学校や中学校を設置した結果、小学校区と中学校区が複雑となり、小学校 23 校中

8 校が複数の中学校に進学する状況にあり、小・中学校間で相互理解が図られる機会が十分でない現状に触れています。「2 光明小学校の現状について」で、これまでの児童数・学級数の推移と通学区域図、住民基本台帳による人口を掲載しています。P.4 の「3 子どもたちから見た通学区域の課題」で、子どもたちにとって中学校への進学には大きな不安が伴うものであるのに、通学区域の不整合は、仲の良かった友達と別の学校に進学するなど、これまで築いてきた人間関係が変化することで、子どもたちへの精神面にもネガティブな影響を及ぼす場合があることに触れています。

そして、「4 審議会の結論」ですが、光明小学校の一部地域（光明町、小林 3 丁目 8 番・9 番、4 丁目 7 番）の中学校区を宝塚第一中学校区から高司中学校区に変更することについて、PTA が実施したアンケートから進学先の中学校を一つに、高司中学校への就学を望む声が一定数あり、当事者がそれを望んでいるという状況がある。また、令和 4 年 6 月 20 日付け「宝塚市立小学校及び中学校における通学区域の整合と義務教育学校（小中一貫校）の取組について」の答申で、本市の現状と課題として、小・中学校間の通学区域の不整合、近くの学校ではなく、遠くの学校に就学しなければならない通学距離の課題、友達と別々の学校に就学することによる子ども達に及ぼす精神的な影響、小学校と中学校の系統性・連続性の教育の課題を挙げた。これらの課題に対応するため、義務教育 9 年間を見通した小中連携・小中一貫教育などの取組が必要であることとあわせて、小学校区と中学校区の整合を図る必要がある旨を本審議会から教育委員会に対して答申したところである。今回の中学校区の変更は、光明小学校の児童全員が一つの中学校に進学することとあわせて、通学距離も比較的短くなり、先に述べた課題の解消や小中連携・小中一貫教育の素地が整うことになることから、当該答申に沿った取組であると言える。以上のことから、光明小学校区の一部地域の中学校区を宝塚第一中学校区から高司中学校区に変更することは妥当であると考えたとの答申をいただきました。

一方で、附帯意見として 3 点いただいています。

宝塚第一中学校への就学を希望して住まわれた方が不利益を被らないように猶予期間を設けることはもちろんだが、今後、当該校への就学を希望して光明小学校区に住まわれる方に対して、丁寧な情報発信に努めること。今後、全市的な校区再編を進める際は、光明小学校から進学する中学校がまた複数校にならないように留意すること。教育環境の整備を進めるにあたり、通学区域内やその周辺地域の都市計画等のあり方からも大きな影響を受けることから、教育委員会だけではなく、都市計画やまちづくりに係る担当部署とも十分に連携を図った上で取組を進めるように留意すること。

以上が、宝塚市教育環境審議会からの答申の報告になります。

そして、この答申結果を踏まえ、校区変更の手続きを行うのですが、それが、議案第 2 号宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。議案の資料の P.5 をご覧ください。提案理由及び内容をご説明申し上げます。本件は、光明小学校区の一部地域（光明町、小林 3 丁目 8 番・9 番、小林 4 丁目 7 番）について、中学校

区を宝塚第一中学校区から高司中学校区に変更するものです。改正内容ですが、P.7 をご覧ください。

宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の中学校の通学区域を示したのですが、上の表が現行で、下の表が改正案になります。現行の表中、宝塚第一中学校の通学区域において、下線で示していますが、「小林 1～5 丁目」と規定されているものを、改正案の表のとおりに「小林 1・2 丁目、3 丁目（1～7・10～13 番）、4 丁目（1～6・8～12 番）、5 丁目」に改め、「光明町」を削ります。そして、高司中学校ですが、改正案の表において、「高司 1 丁目（4～13 番）、2～5 丁目」の次に「小林 3 丁目（8・9 番）、4 丁目（7 番）光明町」を加えるというものです。これまで光明小学校の児童は宝塚第一中学校と高司中学校に別れて進学していましたが、今回の改正により、光明小学校の児童全員が高司中学校へ進学することとなります。

なお、光明小学校区に居住している者の内、宝塚第一中学校への就学希望者には、別に定める要項（宝塚市就学学校変更・区域外就学許可基準要項（内規））で、当面の間、就学を許可する予定です。説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井教育長

担当者の説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

石井委員

2 点あるんですが、答申の 2 ページ目、保護者からの要望等とあるのですが、これ、児童からの要望というのは特になかったのかどうか。あともう 1 点、支援級の子が高司中の支援級の見学は終わっているかどうか。

三浦課長

一応、学校の方から高司中学校にという形でいっております。

石井委員

じゃあ、もうそこは大丈夫ですか。

三浦課長

はい。あくまで PTA が実施されたアンケートは保護者に対して実施されたので、そこに子どもの意見が入ってるかもしれませんが、教育委員会で特にその子どもに対してどう思ってるかというのは、直接は聞いていません。学校から、子どもから声が上がってるという報告を受けてるという状況です。

石井委員

学校からの要望とかは、特にないですね。

三浦課長

そうですね。学校も、その保護者とか児童から 1 つの学校にしてほしいとか、みんなで高司中に行きたいという声を、学校が現場で聞いて、その報告を教育委員会に乗ったような形になります。

石井委員

わかりました。

赤井教育長

他に何かございますか。

春日井委員

一応、希望の方への当面の措置というのは、「当面」というのはどれくらいなんですかね。で、附帯意見のところも猶予期間を設けることとあって、でも、それ以降も出てこられる可能性はあって、丁寧な情報発信に努めるって、こう明記してあるんですけど、これは何を意味してるんですか。

三浦課長

まず 1 点目の経過措置、当面の間とはいつぐらいまでなのかというところなんですけども、宝塚市で全市的に通学区域の小学校と中学校の通学区域の制度を改正していくところで、校区再編というのはまだ将来的に実施していくんですけども、当面、それまでの間は、猶予期間を認めますというところで考えております。あともう 1 点が。

春日井委員

丁寧な情報発信です。

三浦課長

こちら委員さんとして意見があったのが、これから光明小学校校区に居住する方で、第一中に通いたいという方が光明小学校にきた場合、そういう方々に対して、情報発信をちゃんとしといてねということで、ここは高司中学校区だから、そのことが分かるようにちゃんと情報発信をしといてほしいという意味です。

春日井委員

さっきの前段のお話と同じことを、きちんとお伝えするという意見ですかね。

三浦課長

そうですね、はい。

春日井委員

全市の校区再編までは当面選択できる猶予がありますけれども、という。

三浦課長

あとは、ここの地域が高司中学校区になりましたというところ、その情報発信もしてほしいという、今までが第一中校区だからと思って光明町に引越してきた方がいるっていうことがあるので、また同じような目的でこの町に引っ越してくる方がいた時に、誤解がないように情報発信をしてほしいというようなご意見でした。

春日井委員

分かりました。これ、いつ頃見直しされるんですか。全市の見直し。

三浦課長

そこは、今その全市の見直しに向けて基本方針を作成しているところで、基本方針を作成してから具体的な地域ごとの計画を作って、地域に入っていく、というような形になりますので、現時点でいついつまでっていう規模感のスケジュールはありません。

春日井委員

わかりました。

赤井教育長

ありがとうございました。松浦委員。

松浦委員

今後、全市的な校区の見直しが入るっていうことなんですけれど、その場合、先ほど石井委員の質問もありましたけど、生徒の意見を直接アンケートなどで聞いていただきたいなと思います。保護者ではなくて。ぜひお願いしたいと思います。

三浦課長

分かりました。

赤井教育長

他に何かありますか。私から、さっきの丁寧な説明なんですけどね。基本的に移り住んでからいくら丁寧な説明しても、もう家買ったりとか、もう既に行動されている。そうじゃなくって、どこに住もうかなっていう時に、宝塚市の場合はホームページか何かで、どこの住所に住んだらどこの小学校、どこの中学校になりますよみたいなのは、公開してるんですか。

三浦課長

そうですね、市のホームページに小学校の通学区域はここですみたいな形で掲載しています。保護者からの問い合わせはあるんですけども、ただ、「どこどこの地区に住もうと思ってるんだけど、学校はどこですか」みたいな形で、一応保護者の皆さん校区を調べてから連絡してくるパターンが多いようです。ホームページ上で発信しているのを確認されているようです。

赤井教育長

そこは以前と変わってる、っていうことはしっかりと見える形にしないといけないと思うし、住むところを決める時は、やはり学校とか気になるから、教育委員会に聞くってのも行動としてもあると思うし、多分不動産屋とかも、ここだったらどこになりますよって聞かれたら答えられるようになってるんじゃないかと思います。そういったところは、こちらが積極的にどこどこの不動産屋についていうことはしないと思うんですけど、ホームページなんかでしっかりと変わったということは、知らしておくようにしたい方がいいと思います。移り住んでから、後からいくら丁寧な説明でも、丁寧な説明にならないから、ちょっと注意してほしいなということです。意見でした。

三浦課長

承知しました。

赤井教育長

他に何かありますか。よろしいですか。それでは、この件につきましては以上といたしまして、報告事項についてと、この議案第 2 号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、は原案の通り可決としてよろしいですか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。それでは、先ほど事務局からありましたように、ここからの議題は非公開の案件となります。報告事項 令和 6 年（2024 年）度 11 月における宝塚市立学校

の「いじめ事案」について、担当課より説明をお願いいたします。

【非公開での報告事項あり】

赤井教育長

本日の予定案件は以上ですが、他に報告いただくことは何かありますか。

岡本課長

ございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 2 時 05 分 —————